

消防職員の不祥事に対するお知らせとお詫び

このたび、当組合の消防職員が、業務中に部下に対するハラスメント等行為の事実が判明しました。このことから、当事者である消防本部消防司令（50 歳代）を、令和 3 年 2 月 12 日付けで地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に基づく停職 1 月間の懲戒処分を行いました。

公務員である我々は、全体の奉仕者として模範となるべき立場であるにもかかわらず、このような事案を発生させたことは誠に遺憾であり、組合に対する信頼を著しく失墜させる事態となりましたことを心からお詫び申し上げます。

当組合といたしましては、今回の事態を重く受け止め、地域の皆様の信頼回復に向けて、今後、このようなことが二度と起こらないよう、良好な職場環境の構築に向けたハラスメントの防止策に積極的に取組むとともに、組織一丸となり、これまで以上に業務に邁進する所存でございますので、皆様方の今まで以上のご支援とご協力の程よろしくお願い申し上げます。

令和 3 年 2 月 12 日

鹿行広域事務組合消防本部
消防長事務取扱 原 浩 道